

令和 5 年度カーボン・オフセット指針及びオフセットガイドライン改訂に関する検討会 開催要領

1. 目的

環境省では 2008 年にカーボン・オフセットに関する理解の普及、カーボン・オフセットの取組に対する信頼性の構築及びカーボン・オフセットの取組を促進する基盤の確立のため、「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」を策定し、同指針に沿って、カーボン・オフセットに関連するガイドライン類の整備、カーボン・オフセットに用いられる温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の創設、カーボン・オフセット制度の創設、普及促進母体の設立等、信頼性のあるカーボン・オフセットに取り組むための基盤が整備されてきた。

今般、国内外での先進的な取組やこれまでクレジットの制度運営を通じて得られてきた知見、課題を基にカーボン・オフセットの基本的なあり方をまとめ、『我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）』及び『カーボン・オフセットガイドライン』の改訂を行うことを目的として、「令和 5 年度カーボン・オフセット指針及びオフセットガイドライン改訂に関する検討会」（以下、「検討会」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 検討会は、学識経験者・有識者からなる委員をもって構成する。
- (2) 検討会に座長を置く。座長は事務局が委員の中から指名する。
- (3) 座長は検討会の議事運営に当たる。
- (4) 検討会には、委員の代理者の出席を認める。
- (5) 検討会には、座長の了解を得た者がオブザーバーとして出席できる。
- (6) 事務局は、環境省大臣官房環境経済課市場メカニズム室及び環境省「令和 5 年度カーボン・オフセットガイドライン等改訂支援委託業務」の受託事業者により組織する。

3. 公開等

- (1) 検討会は原則として公開する。ただし、公開することが適当でない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。
- (2) 検討会の資料及び会議録は、検討会の終了後、委員の確認を得た後、環境省ホームページにおいて公開する。開示範囲については、事務局が案を作成して、座長の承認を得るものとする。

4. 庶務

検討会の庶務は、事務局において行う。

5. その他

その他必要な事項は、事務局が案を作成して、座長の承認を受けて定める。